



大幸薬品

2011年10月6日

## 大幸薬品、不正競争防止法に基づき『セイロガン糖衣A』の類似品を提訴

本日、大幸薬品株式会社（本社：大阪府吹田市内本町三丁目34番14号、代表取締役社長：柴田 高）は、不正競争防止法第2条第1項第1号（周知商品表示の使用）及び第2号（著名商品表示の使用）、第3条並びに第4条に基づき、キョクトウ株式会社（本社：富山県富山市牛島新町8番10号、代表取締役社長：安村 善信）が製造販売する『正露丸糖衣「キョクトウ」90錠』（以下本件係争物）の製造販売、販売のための展示の中止、包装の廃棄、並びに損害賠償（金1,000万円）を求めて大阪地方裁判所に提訴いたしました。

当社は、本件係争物が、パッケージにおいて、『セイロガン糖衣A』（セイロガントーイエー）と類似する「正露丸糖衣S」（セイロガントーイエス）なる文字表示を用いていること、そしてそのパッケージデザイン全体が、その他製薬メーカーより製造販売されている正露丸糖衣と比較して明らかに『セイロガン糖衣A』に似せた表示であった為、キョクトウ株式会社に対して、これまでに数回、任意での表示の変更を求めてきました。しかし、パッケージの一部文言の変更や表示の色の変更には応じたものの、当社の求める内容には程遠いものであった為、この状態を放置していれば、当社が類似品を認めたと同じことになり、今後益々類似品が販売される可能性があるかと判断し、この度提訴することといたしました。

『セイロガン糖衣A』というブランドは、当社、また同製品を愛して下さるお客様にとって、重要な財産であると考えております。『セイロガン糖衣A』に限らず、当社の「ブランド」が侵害されたと判断した場合は、今後も毅然とした態度で臨んでいく所存です。

### <当社『セイロガン糖衣A』と本件係争物>



#### 【パッケージの主な類似点】

- ①当社と同様、赤の背景に白抜きをしている。
- ②当社と全く同じ文言を使用。
- ③表面下部に欧文字による背景を施し、かつ、当社同様、ゴールド色を使用。
- ④表面下部に赤のラインを使用。
- ⑤錠数を示す文字が当社と同じ位置にある。

大幸薬品株式会社

〒564-0032 大阪府吹田市内本町3-34-14  
<http://www.seirogan.co.jp>



大幸薬品

News Release

<補足説明>

『セイロガン糖衣A』について

胃腸薬 『セイロガン糖衣A』は100年以上前から使用されている『正露丸』の姉妹品であり、ご家族（5才以上）のみなさまに使用されている常備薬です。主成分である天然成分の日本薬局方木（もく）クレオソートは腸の運動を止めずに腸内の水分バランスを調整し、おなかに作用します。特に食あたり、水あたり、消化不良といった食べ物、飲み物が原因で起こる軟便や下痢、および、ストレス、かぜなどの原因で起こる軟便や下痢にすぐれた効き目を発揮します。『セイロガン糖衣A』は主成分の日本薬局方木（もく）クレオソートをはじめ、ゲンノシヨウコ末およびオウバク乾燥エキスなどの生薬を配合した白い錠剤です。

「不正競争防止法第2条第1項第1号」

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為。

「不正競争防止法第2条第1項第2号」

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為。

「不正競争防止法第3条第1項」（差止請求権）

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

「不正競争防止法第3条第2項」（差止請求権）

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

「不正競争防止法第4条」（損害賠償）

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

以上

大幸薬品株式会社

〒564-0032 大阪府吹田市内本町3-34-14  
<http://www.seirogan.co.jp>